

174. 船及帆船船數 大正九年十二月三十一日

登簿船トハ噸數船=在リテハ二十噸以上石數船=在リテハ積石數二百石以上ノモノニシテ船舶國籍證  
ハ噸數船=在リテハ五噸以上二十噸未滿石數船=在リテハ五十石以上二百石未滿ノモノニシテ船艦札ヲ

Table with 9 columns: 地方, 汽船 (登簿船, 不登簿船, 合計), 帆船 (登簿船, 石數船). Rows include 北海道, 東北區, 關東區, 北陸區, 東山區, 東海區, 近畿區, 中國區, 四國區, 九州區, 沖繩縣, 總計.

175. 小船 大正十一年三月三十一日

小船トハ噸數帆船五噸未滿、石數帆船五十石未滿及倉庫船、傳馬船、耕作用船等常ニ航行ノ用ニ供セサルモノ其他櫓權ノミヲ以テ運航シ若クハ主トシテ櫓權ニヨリ専ラ河川又ハ港内ヲ運航スルモノナリ

書ヲ受有スルモノ不登簿船ト  
受有スルモノナリ

Table with 4 columns: 帆船數 (不登簿船, 合計), 噸數船, 石數船. Rows include 北海道, 東北區, 關東區, 北陸區, 東山區, 東海區, 近畿區, 中國區, 四國區, 九州區, 沖繩縣, 總計.

Table with 4 columns: 地方, 動力ヲ有スル船, 動力ヲ有セサル船, 計. Rows include 北海道, 東北區, 關東區, 北陸區, 東山區, 東海區, 近畿區, 中國區, 四國區, 九州區, 沖繩縣, 總計.